

国家試験・資格制度の動向

仲 野 寛

(国立教育会館社会教育研修所)

1 はじめに

現在、年間を通して行われている国家試験・資格試験と見なされるものは、約600種（種別毎のクラス分けを入れると1,200種以上）におよぶと言われている。この外にも、民間団体が実施している民間資格試験もかなりの数実施されている。この状況は、近年のめざましい技術革新を背景とした情報化や都市化、高齢化などの社会・経済の構造変化、社会全体が生涯学習社会へ移行していく中で、個人の社会的・職業的能力を公平かつ的確に証明する一つの指標としての資格の有無が重要視されつつあることを示していると思われる。

ところで、国家試験・国家資格（制度）についての明確な定義はないが、次のように言われている。国家試験（制度）は「国の法律に基づき、国が個人の能力・知識・技能を一定の試験によって評価・判定すること」であり、国家資格（制度）は、「国家試験の評価・判定により付与される職業的・学術的資格であり、法律により一定の社会的地位を保障される制度」と言える。このように規定するならば、国家試験・資格の範疇には、国や都道府県の行う公務員採用試験、文部省や労働省をはじめとする各省庁の各種技能検定や審査も、技能審査制度に基づき審査基準が規程されていることから該当すると言える。また、都道府県等の地方公共団体や社団法人等が実施する技能審査や検定等の資格試験についても、それを所管する各省庁から委嘱され、法律に基づき実施する場合には、国家試験と見なすことができる。このように法律に基づき試験によって認定される資格は、国家資格を含んで一律に公的資格とも言える。

我が国の職業資格について、現代のように法律に基づいて行われる試験制度が確立されたのは、我が国が近代化の道を歩み始めた明治時代になってからであり、それまでは、封建社会における士農工商という身分制度や世襲性を主とした職能

16 特集 生涯学習と資格

的徒弟制度によって社会や行政における職業制度が機能しており、職業の選択の幅はほとんどなかったと言える。明治になってからは、新政府の行政機構を動かす優秀な人材の確保が必要なことから、当時の欧米諸国の職業的公務員制度を模倣した官僚の任用試験制度を導入している。その後に教育に関わる職種、国民の健康、社会生活、経済活動に関わる職種へと資格制度が広がっている。つまり、生活・社会・産業の近代化の歩みとともに、様々な分野の職種に対して、個人の適性や能力を適正に評価し、その職業的専門性を証明する近代的な職業資格制度が必要となってきたのである。

このことは、戦後の社会・経済の復興期や、その後の高度経済成長期から現代に至るまでの日本の経済発展の流れの中でさらに顕著となり、現在は多数の職種に関する資格制度が法的にも社会的にも整備されてきている。

近年に至っては、人口の高齢化や科学技術の高度化、産業構造の変化、社会・経済のソフト化（情報化やサービス化）など職業を取り巻く環境も大きく様変わりしてきており、そのために市民生活や産業・経済活動に関わる新しい職業資格が必要とされ、年々資格の種類が増加している傾向にある。また、このような職業環境の変化に対し、かつて学校教育で身につけた知識・技術だけでは対応できない状況にも直面しており、将来に向かって職業生活を継続・発展させていく上で新しい知識・技術の習得が不可欠の条件ともなっているのである。

このような社会的背景を踏まえて、国家試験・資格試験制度の動向を検討するに当たり、考慮すべき点として2つの視点があげられる。1つは、前述の個々の生活や職業に関わる社会全体の急激な変化とその多様性であり、その変化と多様性が、既存の職業資格の内容（知識・技術）の見直しの要因となり、また新しい資格の創設の要因ともなっていることである。もう一点は、我が国の教育改革の推進における「生涯学習社会への移行」という社会全体の動きである。その具体的施策の中で学歴社会の弊害を是正する、つまり「社会における学歴偏重の評価の在り方を根本的に改め、評価の多元化を図る」¹⁾との方途において、その評価の多元化の一環として「公的職業資格制度の見直し」を打ち出している。この「公的職業資格制度の見直し」に係る学習基盤（教育制度）の改革や資格試験に係る資格要件の見直し等の動向である。

本稿においては、生涯学習に視点をおきながら、近年の公的資格試験制度に係る教育制度の改革及び社会の変化への対応等の状況を整理し、国家試験・資格試験制度の動向についてまとめる。

2 資格制度に係る学習成果の評価の多元化

(1)教育制度の改革及び学習成果の評価の動き

昭和59年8月に設置された臨時教育審議会（以下、「臨教審」）は、時代の変化に対応する教育の実現を目指し、我が国の教育改革の基本的方向を審議し、4次にわたって答申を行っている。その第三次答申（昭和61年4月）の中で、これまでの教育体系から生涯学習体系への移行の改革の柱の一つとして「公的職業資格制度の見直し」を提言し、その中で「これら公的職業資格は、知識や技能の水準を社会的に維持・向上させるとともに、中途採用の円滑化のための客観的指標としても有効に機能している。」⁽²⁾とその意義を説明し、「形式的な学歴が重視される弊害を是正し、評価の多元化を図るとともに、資格を真に能力の裏付けをもったものにする観点から、公的職業資格制度を見直す必要がある」ことを指摘し、そのための具体的な方策として次の3項目をあげている。

- 「ア 公的職業資格の受験等に必要な要件を見直し、原則として、学齢要件を除去する。これにより、資格取得の機会が可能な限り広く開かれるようにする。
- イ 時代の変化に対応し、資格の更新や資格所持者に対する講習の実施などを検討するとともに、資格の整理統合や改善等を図る。
- ウ 高等学校職業科、専修学校、職業訓練校などで専門的な職業教育・訓練を受ける者に対し、公的職業資格取得の道を拡大する。」⁽³⁾

これらの方策について、以下の補足がされている。

アについては、評価の多元化を進める上で、その取得に必要な学歴や学歴による要件の差を見直すこととし、高度な専門的な知識・技術や経験を要し、大学等における特別の教育・訓練を必要とする資格を除き、一定の学歴がないことのみによって公的資格の取得への道を閉ざすことは望ましくないとしている。

イについては、特に人間の生命や身体に危険を及ぼすおそれのある重要な業務に係わる資格を中心に、資格の背景となる知識や技能の水準を確保するための措置を講ずること、また産業構造の変化、情報化・国際化等の進展に対応して、客観的な能力評価への養成が高まる分野を中心に、職業資格の整備、改善を図る必要を指摘している。

ウについては、在学中に資格取得に必要な単位の取得や受験を可能とすること、卒業後に必要な実務経験年数を短縮すること、資格取得のための養成施設の指定に当たって、学校等における教育課程の弾力化を可能にすることなどの措置について検討すること、特に、専修学校における教育が、公的職業資格の取得に当た

18 特集 生涯学習と資格

って、相当する高等学校や短期大学と同等に評価されていない事例が見られるので、その改善を図ることが指摘されている。

さらに前述の「公的職業資格制度の見直し」の際の留意点として、「公的職業資格制度の改革は、学歴による評価を資格による評価に改め、いわゆる『資格社会』に移行するとの趣旨ではない。基本的には、実力があれば、形式的な資格は必要ではなく、資格がなければ評価されないような、資格取得者による閉鎖的な社会になってはならない。」⁽⁴⁾と指摘している。

以上、答申の主な内容等であるが、学歴偏重の社会から生涯学習社会への移行の過程において、資格制度の見直しとともに、資格取得のための試験制度の改革が必要であることも指摘している。つまり、受験資格から学歴要件を除去することで、実力本位の資格、過去の学歴ではなく現在の学習努力が適正に評価される資格への転換が求められていると言える。

前述の臨教審の答申を受けて、昭和63年10月には、「教育改革に関する当面の具体化方策について－教育改革推進大綱－」を閣議決定している。当面、政府として講ずべき重要な政策課題とその具体化方針について示しているが、資格制度については、「社会における学歴偏重の弊害を是正するため、総合的観点から、企業・官公庁における採用人事の改善等に努めるとともに、公的職業資格制度の改革等により生涯にわたる学習の成果が適正に評価される社会の形成に努める」⁽⁵⁾ことをあげている。

平成3年4月には、第14期中央教育審議会（以下、「中教審」）から「新しい時代に対応する諸制度の改革について」答申が示されている。その中で学習成果の評価に対する考え方として、「評価を行うに当たっては、まず学習機会の提供者がそれぞれ工夫して多角的に評価を行うことが重要であり、一略一、学習者の要請に応じて民間団体のみならず公的機関による学習成果の評価を拡充すること必要」⁽⁶⁾であること等を指摘した上で、以下の4項目を骨子とする方策を示している。

①学習成果を評価する多様な仕組みを整備すること、

ア. 国が認定している技能審査認定制度の拡充すること

イ. 技能審査以外で民間団体が行っている評価を国や地方自治体が認定すること

②学習成果のうち、一定水準以上のものを評価し、それを学校の単位に互換する仕組みを拡充すること、

ア. 大学以外の教育施設等における学習成果のうち、大学教育に相当する一定水準以上のものについて、大学の単位として認定すること

- イ. 学位授与機構において、大学レベルの様々な学習成果を積み重ねることにより、最終的に大学卒業の資格を取得できること
- ウ. 技能連携制度をより一層活用することにより、他の教育施設等における学習成果のうち一定水準以上のものを高等学校の単位として認定すること、特に単位制高校の柔軟な対応が期待されること

③学習成果を広く社会で活用すること

- ア. 一定水準以上のものを公的職業資格の基礎とすること
- イ. 公的職業資格の受験等に必要の要件として、一定の学歴や実務経験等を求められるものが多いが、これらの要件について一定の生涯学習の成果で代替できる途を開くこと
- ウ. 企業、官公庁の採用においてもボランティア活動などの生涯学習の実績を評価すること

④学習成果に評価について調査研究を行うとともに、学習成果の評価や活用に関する啓発を行うこと

その後の動きとして、平成3年2月の大学審議会（昭和63年設置）の答申を受けて大学設置基準の改正等大幅な改革が行われ、大学などの高等教育機関での科目等履修生制度の創設や単位互換制度の拡充、学位授与機構の設置など、生涯学習の観点から多様な学習機会の提供及び評価の方途が開かれつつある。また、平成4年7月の生涯学習審議会（平成2年設置）の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」においても、「生涯学習による成果の評価」の観点から新たにいくつかの提言がなされている。

(2)資格制度と学習成果の評価の多元化の動き

前述の答申や報告等に基づき進められている教育制度の改革において、学習成果の評価と資格制度に係る動きを整理してみると、

- a. 資格制度や資格の内容に関わること、
- b. 資格の要件に関わること

の2点にまとめられる。この2点を視点にして資格に係わるこれまでの動きを改めて整理すると以下ようになる。

○技能審査認定制度の拡充

文部省では、昭和38年から始めたこの制度で現在11団体17種認定されているが、昭和61年から平成6年までの間に、6団体7種目が新たに認定されている。

更に、「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程」（昭和62年1月）に基づき、「地域スポーツ指導者」、「競技力向上指導者」、「商

20 特集 生涯学習と資格

業スポーツ施設における指導者」,「スポーツプログラマー」の資格認定を開始しており,平成5年4月からは,新たに「レクリエーションに関する指導者」,「少年スポーツ指導者」が事業認定されている。資格認定に際して,体育系大学等や社会体育専門学校などの民間教育機関における履修科目に応じて,資格取得に必要な講習・試験の免除が行われている。

○修業年限2年以上の専門学校における学修や文部省認定技能審査合格に係る学修などが,大学等の単位として認定される。同様な制度は,短期大学,高等専門学校にも適用される。

表-1は,英語検定に係る学修の単位認定の例であり,その他多数の大学,短期大学,高等専門学校(表-2,参照)で適用されており,今後さらに増加するものと思われる。

表-1 文部省認定技能審査合格に係る学修の単位認定の例(英語検定)

	学 校 名	1 級	準 1 級	2 級	備 考
大 学	お茶の水女子大学	8	4		全学科で卒業必修単位として認定
	佐賀医科大学	4	4		医学科と看護科で卒業必修単位として認定
	神奈川大学	2	2	2	全学科で卒業必修単位として認定
	静岡大学				教育学部総合教育課程, 級と単位検討中
	長崎大学				認定しているが, 級と単位は検討中
短 期 大 学	愛知学泉女子短期大学			1	国際教育科
	光陵女子短期大学	2	2	2	全学科で認定
	小山職業能力開発短大 (文部省所管外)			2	全学科で卒業認定単位と認定, 3級1単位
高 等 専 門 学 校	一関工業高専	4	4	2	全学共通で認定
	長野工業高専	6	4	2	全学共通で認定
	豊田工業高専	8	6	4	全学共通で卒業必修単位として認定
	八戸工業高専	6	4	2	全学共通で認定
	福島工業高専	6	4	2	全学共通で認定
	米子工業高専	6	4	2	全学共通で認定
	富士工業高専	4	4	2	全学共通で卒業必修単位として認定
	鈴鹿工業高専	4	4	2	全学共通で卒業必修単位として認定
	詫間電波工業高専	6	4	2	全学共通で認定
	岐阜工業高専	8	5	3	全学共通で認定

資料出所：(財)日本英語検定協会「STEPNEWS」

表－2 大学以外の教育施設等における学修の単位認定等

大学以外の教育施設等における学修
の単位認定に関する規定の整備状況

区 分	全大学数	規定を整備 した大学
国立大学	97	18
公立大学	39	2
私立大学	379	26
計	515	46

(平成3年度)(単位:校)

(注) 全大学数には放送大学を含む。

入学前の既修得単位等の認定に関す
る規定の整備状況

区 分	全大学数	規定を整備 した大学
国立大学	97	75
公立大学	39	26
私立大学	379	105
計	515	206

(平成3年度)(単位:校)

(「文部時報」N○1409,平成6年5月号より)

- 高等専修学校における学修や、文部省認定技能審査などの技能審査の資格に係る学修を、高等学校の単位として認定できること
- 高等課程(高等専修学校)では、一定の要件を備える修業年限3年以上の学校の卒業者に大学入学資格が付与されている。
- 短期大学、高等専門学校の卒業者に対する準学士の称号を創設したこと
- 高等専門学校の分野を拡大し、専攻科制度を創設したこと
- 技能連携制度の活用

高等学校の定時制又は通信制課程に在学する生徒が、一定の要件を備えた技能教育のための施設(専修学校、各種学校、職業訓練施設等)において教育を受けた場合に、その履修を高等学校における履修と見なすもので、今後、単位制高等学校での活用も検討されている。

○通信教育の充実

文部省認定社会通信教育を実施している大学・短期大学は、平成5年度で5校、また、同通信教育の実施団体数は、42団体193課程で約35万人が学んでいる。

- 公的職業資格の受験等に必要の要件としての、一定の学歴を取得する多様な道が開かれてきたこと

例えば、社会人は、日常の学習環境や学習歴、知識経験等も異なっているので、大学等への受け入れについて、受験資格、入学者選抜方法、授業時間等を工夫し、以下のような制度が実施されている。

・社会人入学制度

入試科目が専門科目中心、入学者に一定の人数枠等備え、社会人特別選抜制度として、平成4年度で156大学、3,921人の実績となっている。

22 特集 生涯学習と資格

・夜間部・昼夜開講制

フルタイムの学習が困難な人への対応として、夜間の学部には、平成4年度で74大学(122,653人)、84短期大学(9,650人)、大学院に平成5年度で7大学11研究科に設置されている。

昼夜開講制は、平成5年度で21大学、大学院で72大学106研究科となっている。

・科目等履修生制度

当該大学の学生以外の者に、履修に対し単位付与する。科目登録制とコース登録制が設定され、平成5年度で、2,119人が履修している。

・通信教育

平成5年度に通信教育課程を設置している大学・短期大学は、22校(大学が約15万人、短期大学が約4万人)となっている。

・大学入学資格検定制度(能力に応じて広く大学教育の機会を与える制度)

平成4年度で17,708人が受験し、5,441人が合格している。

・新しいタイプの学校

放送大学

特徴として入学試験なし、多様な学習形態、他の機関との単位互換等
単位制高等学校

履修形態を学年制によらず単位制とし、単位の累積加算方式を導入等。

○専門学校の卒業者に対して、大学への編入学や各種公的職業資格の受験資格
に関して短大と同等に扱うことが課題となってきたこと、

(平成5年3月の時点で、専門課程(専門学校)には、高等学校新規卒業者の15.6%(短期大学は13.0%)が進学し、在学者数も専門学校70万人、短期大学55万人となっている。また、国家公務員では、すでに採用・給与面で短期大学卒業者と同格に扱われ、民間でも同様な処遇が定着してきている。)

以上の答申や報告に基づき進められている教育改革における資格に関連した様々な動きは、義務教育後の人々の「学校教育への多様なアクセス」が可能になったことにより、資格取得の要件になる学歴、つまり学術的資格の取得の手段が開けてきたこと、また学習成果の評価の多元化により「学校教育と公的職業資格制度の連携が多様となり強化されてきたこと」に特徴がある。このことは、当然のことながら、公的職業資格の社会的位置づけ、社会的評価を高めることとなってきた。

これからの生涯学習社会を見据えた場合、学習は自らの意志で、あらゆる時期に行われることになる、「その評価を誰が、どのようにするのか」、大きな課題で

あるが、今回の教育改革は、その方向性を示しつつあると思われる。本人の学習に対する意欲と努力が、学習の成果として認められ、社会が評価するシステム、学習成果を公平に評価する制度としての公的資格制度の意義が高まるものと思われる。

3. 社会・経済の構造の変化と資格制度の動向

(1) 社会の変化と資格制度

公的職業資格は、一時にして制度化されたものではなく、時代の変遷とともに、その職種の社会的必要性に応じて制度化されてきたものと言える。

例えば、昭和20年代の戦後の混乱期の土地問題や建築ブームの中から、危険物取扱者（昭和23年）、測量士（昭和24年）、建築士（昭和25年）等の社会経済活動に必要な資格が生じてきている。また、昭和40年代には、第一次高度成長期も落ちつき、国民生活も豊かになり、次第に労働条件や生活環境に目が向けられるようになってくると、社会保険労務士（昭和43年）、建築物環境衛生管理技術者（45年）、衛生管理者（昭和47年）、公害防止管理者制度（昭和46年）などが制度化されている。さらに、昭和60年代に入ると、本格的な高齢化社会を迎えるに当たって、保険・医療・福祉関係の職業資格制度の整備が求められ、社会福祉士（昭和62年）、介護福祉士（昭和62年）、臨床工学技師（昭和63年）、義肢装具士（昭和63年）等が新たに制度化されている。

以上、戦後における各種の職業資格の成立の過程を見てみると、職業資格がその時代の世相を反映しており、各省庁に関わる職業資格制度は、戦後の産業・経済の発展につれ、その時の社会的必要性に応じて創設されたことが理解される。

このように職業資格制度は、社会・経済の変化に対応して誕生するが、その後も引き続き社会の変化に対応して制度は変化し、資格の持つ意味も変わることになる。特に近年は、国際化や情報化、ソフト化などの産業・経済の構造の急激な変化や、高齢化や余暇時間の増加、レジャーや健康志向の活動の増大など生活環境や生活意識の変化は、資格制度に多大な影響を与えており、新しい資格が創設されたり資格の要件が変わったりしている。

(2) 各省庁の資格に関する最近の動き

各省庁の技能審査・技能検定の資格制度の動向については、中教審の答申でも「国が認定している技能審査認定制度の拡充」が求められており、社会的必要性を鑑み、適時その関連する資格を認定している。以下、最近創設された資格について、各省庁の動向を見てみる。

24 特集 生涯学習と資格

文部省では、昭和38年に始まった技能審査制度は、平成3年までは8団体13種目であったが、平成5年までの2年間で3割以上の3団体4種目増え、現在12団体17種目の技能審査を行っている。増えた種目は、「日本漢字能力」「工業英語能力」「画像情報CG部門」「デジタル技術」であり、社会の情報化や国際化など社会の変化へ対応した内容となっている。

次に社会体育指導者の知識・技能審査であるが、昭和62年から「地域スポーツ指導者（27種目）」、「競技力向上指導者（30種目）」、「商業スポーツ施設における指導者（4種目）」、また「スポーツプログラマー（2種目）」が認定されている。平成5年には「レクリエーションに関する指導者」「少年スポーツ指導者」も指導者として制度化されている。社会体育指導者は、国民のスポーツを愛好する層の増加と健康志向に対応しており、今後ともニーズの高い資格と考えられる。

厚生省では、健康づくりのための運動指導者として昭和63年より「健康運動指導士」「健康運動実践指導者」を認定している。また、聴覚障害者の社会参加を支援する「手話通訳士」も平成元年から認定している。

農林水産省では、森林の案内、森林内の野外活動の指導者として、平成2年より、「森林インストラクター」制度を認定している。

科学技術庁では、平成元年7月より、データベースを検索する技術者の資質の向上を図るため「データベース検索技術者」を知識・技能の審査で認定している。

通産省では、消費者の利益の擁護及び増進を図る目的で「消費者アドバイザー」制度を認定している。また、消費者のインテリアに係る相談業務に関する知識及び技術の向上を図るために「インテリア・コーディネーター」制度も認定している。ところで、「インテリア・プランナー」という類似した名称で、建設省も認定している。こちらは、建築物のインテリアの設計及び工事管理等を関する知識・技術の向上を目的にしている。

労働省は、多くの技能に関する資格を認定しているが、平成5年度より、職業能力開発局能力開発課の指導による「ビジネスキャリア制度」を実施している。これは、技術革新や経済のソフト化・サービス化に伴うホワイトカラーの増大に対し、彼らの職務に必要な知識を体系化し、それを修得するための具体的な手段を示すとともに、専門的能力の開発の実績を評価するシステムを確立することにより、ホワイトカラーの段階的かつ体系的な専門的能力の修得を促進していくことを目的としている。

その主な特徴として、①学習する内容を細分化し、取り掛かり安いこと、②必要なことを必要なときに学習できること、③学習方法について、通学、通信教育など種々選択できること、④実務に即した学習内容、カリキュラム編成となって

いる。

制度の仕組みは、①職務分野ごとに、必要な専門的知識を領域とレベル（初・中・上級）によるユニットに分類し、その全体像をマトリックスとして体系的に示している。②民間及び公共の教育訓練機関の実施するセミナーや講座の中から、認定基準に合致するものを労働大臣が認定する。③認定された教育訓練の修了者に、中央職業能力開発協会が、当該教育訓練が適切になされたことを確認する修了認定することなどである。

この制度の成果として期待されていることは、労働者は必要な知識を体系的に把握、修得することができる。また、事業者は労働者の職業能力を客観的に把握でき、かつ職場の活性化、適切な人材配置が可能となってくることである。概して、この制度は、働きながら高度な職業能力開発を進めるための学習支援システムと言える。

以上のように、各省庁が最近創設した資格の例は、現代社会の生活や産業・経済の動向を色好く反映しており、その時代における社会的・職業的必要性が資格の創設の背景となっていることが理解される。

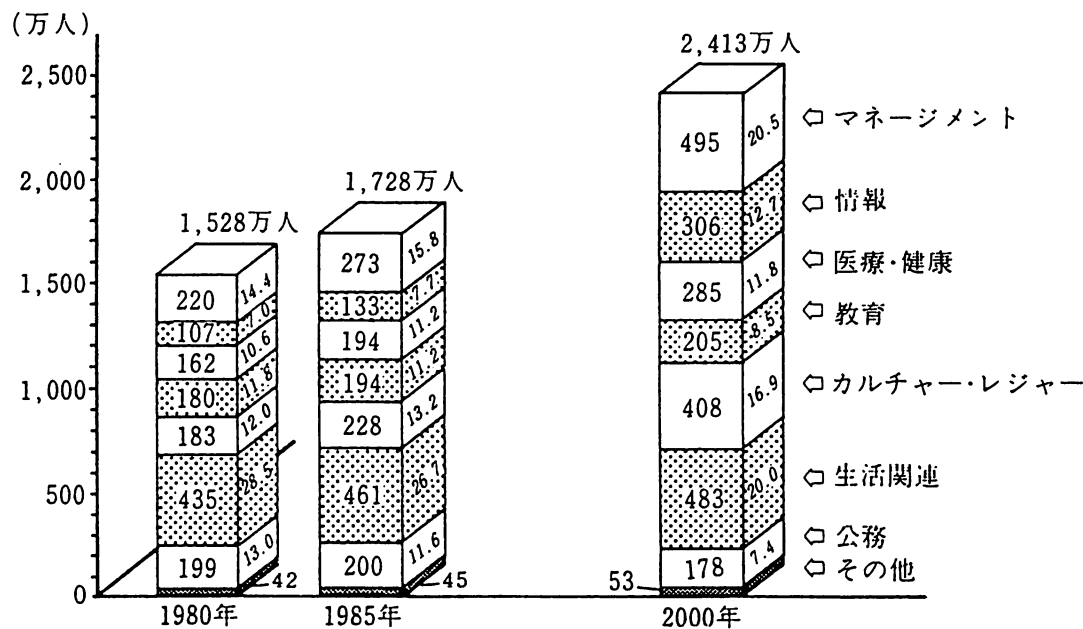
ところで、現代の社会構造の変化については、その将来を予測することは難しいが、経済企画庁総合計画局が、これからの経済構造の変化について、ターンパイク理論を用いて産業別修業構造について推計しており、それを参考に今後の職業資格の動向を推測することがある程度可能となっている。

ターンパイク理論を用いた推計によれば、西暦2000年の産業・就業構造は、次のような特徴が見られることを指摘している。

第1に、第3次産業化の急速な進展である。就業者構成比は、1985年の56.9%から2000年には63.6%までに達し、ほぼ3人に2人が第3次産業に就業としている。その中で特に伸びが高いのが、サービス業、公務・教育・医療等で、15年間でサービス業で525万人、公務・教育・医療等では150万人の増加を予想している。（図－1、参照）

第2に、第2次産業とりわけ製造業のウエイトの低下である。就業者構成比は、1985年の25.0%から2000年には21.2%と大きく低下し、実数でも約120万人減少すると見込まれている。

次に、サービス業（公務・教育・医療を含む）を機能的に8業種に分類し（表－3、参照）今後の動向を展望すると、情報サービス、マネジメントサービスなどの知識・情報を活用する対企業サービスの伸びは高く、また、レジャー志向、健康志向の高まりから、カルチャー・レジャーサービス、医療・健康サービスでも高い伸びが見込まれている。こうした業種の成長要因として、以下のものを上



(出所 経済企画庁総合計画局編, 「職業構造変革期の人材開発」 (昭和62年6月より))

(備考) 1. 総務庁「労働力調査」「国勢調査」をもとに推計。

2. 正面の数字は就業者数(万人)、側面の数字は構成比(%)。

3. 分類は付属図表2-2参照。

図-1 サービス就業の展望

表一 3 サービス部門再分類の定義

マネージメントサービス		情報サービス		医療・健康サービス		教育サービス	
177	協同組合（他に分類されないもの）	178-179	情報サービス・調査・広告業	188-189	病院・一般診療所	196	学校教育
153	不動産賃貸・管理業	106	通信業	190	歯科診療所	197	専修学校、各種学校
155	物品賃貸業	172	放送業	191	その他の医療業	198	社会教育
180	建物サービス業	204	学術研究機関	192	保健所・健康相談施設	199	その他の教育施設
181	他に分類されない事業サービス業			193	その他の保健衛生		
182	法律・特許・司法書士事務所、公証人役場						
183	公認会計士事務所、税理士事務所						
185	土木建築サービス業						
187	その他の専門サービス業						
175	機械修理業						
カルチャー・レジャーサービス		生活関連サービス		公務		その他サービス	
186	個人教授所	154	貸家・貸間業	208	国家公務	195	宗教
104	旅行業	144-146	一般飲食店	209	地方公務	205	政治・経済・文化団体
156	旅館その他の宿泊所	157-158	家事サービス業	206	外国公務	210	分類不能の産業
147	その他の飲食店	159-162	洗濯・理容・浴場業				
166	映画業	163-165	その他の個人サービス業				
167	劇場、興行場、興行団	194	廃棄物処理業				
168	競輪・競馬等の競走場、競技団	200-203	社会保険、社会福祉				
169	運動競技場、公園、遊園地	174	自動車整備業				
170	遊藝場	173	駐車場業				
171	その他の娯楽業	176	他に分類されない修理業				
		206	その他のサービス業				

（備考）番号は1985年の国勢調査産業小分類コード番号である。

（出所 経済企画庁総合計画局編，「職業構造変革期の人材開発」（昭和62年6月より）

げている。

- 「①情報サービス……………技術革新・情報化，知識集約化の進展
(ソフトウェア，データベース，INS，マーケティングリサーチ等)
- ②マネージメントサービス……………経済の高度化・成熟化に伴うサービスの専門化や企業活動の外注化（コンサルタント，デザイン，リース，ビルメンテナンス等）
- ③カルチャー・レジャーサービス…所得，余暇時間の増加に伴う教養志向，レジャー志向の高まり（カルチャー・センター，スポーツクラブ，レジャーランド，リゾート等）
- ④医療・健康サービス……………健康志向の高まり，人口の高齢化の進展
(プライマリーメディカル，メンタルヘルス・シルバービジネス等)」⁽⁷⁾

他方，伝統的な対個人サービスや公共性が比較的高いサービスなどについては，低い伸びにとどまると予想している。このため，⑤生活関連サービス，⑥教育サービス，⑦公務，⑧その他のサービスは，低下していくと予想している。

この将来予想から，社会構造は，今まで以上にソフト化，サービス化に一段と傾斜していくことが予想されるし，また情報サービスに係る資格やレジャーサービス，医療・健康サービス等に係る資格が見直されるか，新規に創設されていくと思われる。

4. 社会構造の変化と現代の職業資格の動向

前節で社会構造の将来予想の例を示したが，現代の社会構造がソフト化，サービス化・情報化の方向に変化していることは，社会の諸状況に照らして明らかである。そのような社会的背景をもつ職業資格も，その職種，資格内容に関して将来の第3次産業としてのサービス業の8つの職種の範疇に含まれる可能性が考えられる。そこで，昭和60年以降に創設された主要な職業資格，61種類（表－4，参照）について，前述の職種の分類（表－3）の各項目と比較してみた。結果は，創設された職業資格61種類の内，44種（72.1%）がサービス業に含まれ，残りの17種（27.9%）が他の産業の職種に含まれている。（表－6，参照）

以上のことから，最近創設された職業資格は，推計された近未来の社会構造と比較しても，3分の2以上の資格が前述のサービス業の範疇に入ると考えられる。

表ー 4 昭和60年以降に創設された主要資格とサービス業との比較

種	所管	資格名・種目	年	種	所管	資格名・種目	年
1	文部	ワープロ技能検定	60	5	労働	介護アテンドサービス士	2
他	建設	基礎施工士	60	1	労働	トランスレーター	2
他	建設	建築コンクリート・ロック工事士	60	2	建設	建設機械器具賃貸業管理技士	2
5	厚生	浄化槽管理士	60	2	建設	建築積算資格者	2
2	労働	テラー	60	6	農林	森林インストラクター	2
他	文部	実用フランス語	61	2	運輸	貨物運送事業の運行管理者	2
1	労働	POP広告クリエイター	61	4	厚生	救急救命士	3
3	労働	飲料サービス士	61	2	通産	物流知識技能検定	3
他	建設	金属屋根工事技士	61	2	労働	産業カウンセラー	3
他	建設	土木用コンクリート・ロック技士	61	2	労働	事務専門士	3
2	建設	インテリアプランナー	62	2	労働	ビル設備管理技能審査	3
他	建設	ダム工事総括管理技術者	62	2	建設	ビル経営管理士	3
他	文部	家庭料理検定	62	他	建設	鉄骨製作管理技術者	3
2	労働	金融渉外技能審査	62	2	建設	再開発プランナー	3
5	厚生	社会福祉士	62	2	自治	石油機器技術管理士	4
5	厚生	介護福祉士	62	他	建設	推進工事技士	4
1	労働	印刷営業士	63	1	建設	屋外広告士	4
4	厚生	健康運動指導士	63	6	農林	給食サービス管理士	4
4	厚生	臨床工学技士	63	他	通産	伝統工芸士	4
4	厚生	義肢装具士	63	1	文部	デジタル技術検定	4
他	建設	地すべり防止工事士	63	他	文部	日本漢字能力検定	4
他	建設	電気工事施工管理技士	63	他	文部	工業英語能力検定	4
5	厚生	手話通訳士	1	1	文部	画像情報C G部門検定	5
4	厚生	健康運動実践指導者	1	6	文部	レクリエーション・コーディネーター	5
6	文部	スポーツプログラマー	1	6	文部	少年スポーツ指導者	5
6	文部	地域スポーツ指導者	1	他	労働	吹付けウレタンフォーム断熱施工技能	5
6	文部	競技力向上指導者	1	他	労働	圧入施工技能審査	5
6	文部	商業スポーツ施設に關する指導者	1	1	気象	気象予報士	5
他	文部	スペイン語検定	1				
1	科学	データベース検索技術者	1				
2	通産	商業施設士	1				
6	法務	法務教官	1				
1	労働	サインボード・クリエイター	1				

表－5 各項目に含まれる資格数

分 類 名	数
1. 情報サービス	10
2. マネージメントサービス	14
3. カルチャー・レジャーサービス	1
4. 医療・健康サービス	5
5. 生活関連サービス	5
6. 教育サービス	9
7. 公 務	0
8. その他のサービス	0
合計	44

項目別では、情報サービスやマネージメントサービスなどの知識や情報を活用する対企業向けのサービスに係る資格が多くなっていることがわかる。また、6の項目の教育サービスは、その多くが社会教育に係る社会体育及び環境教育などである。

不確実な推計ではあるが、公的職業資格制度は、現代社会の変化を確実に捉え、巧みに変化にしていると言える。このことは、受験者の動向にも影響を及ぼしていくものと考えられる。大学生や社会人が資格の職業資格取得を目指す目的は、大きく3つにまとめられる。それらは、「①就職・転職を有利にできること、②仕事の専門性を高めることができること（職業キャリアの充実）、③サイドビジネス、もしくは定年後の職業に生かすこと」などである。しかし、職業生活において重要な資格であり、また人気資格でもある、公認会計士や税理士、中小企業診断士や社会保険労務士等は別にして、社会の進展とともに創設される資格については、長期的視野に立って社会の変化とその資格の本来的な価値を見いだす必要があると言える。

おわりに、現代の我が国は所得水準の向上、余暇時間の増大、人口の高齢化、高学歴化等の要因により、ライフサイクルのあらゆる段階にわたる学習需要が年々増大する生涯学習社会になりつつある。今後、公的職業資格が社会において、これまで以上に高い評価と社会的地位を占めてくると予想されることから、社会の変化と国民のニーズに視点をおき、国家試験・資格試験制度が充実してくるよう配慮すべきであろう。

注

- (1) ぎょうせい編「第4集「第3次答申」と開かれた学校への施策」『臨教審と教育改革』, ぎょうせい, 1989年5月, pp128
- (2) 上掲書, pp130
- (3) 上掲書, pp130
- (4) 上掲書, pp131
- (5) 文部省編「我が国の文教施策－平成4年度」, 大蔵省印刷局, 1992年11月, pp163
- (6) 文部省編「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革」第14期中央教育審議会答申, 大蔵省印刷局, 1991年5月, pp67
- (7) 経済企画庁総合計画局編「職業構造変革期の人材開発－構造失業時代への処方箋－」, 大蔵省印刷局, 1987年, pp66-67

参考文献

- (1) 古市勝也「資格制度をめぐる最近の動向」『社会教育』No.540, 1991年5月, pp.48-52
- (2) 「'94国家試験資格試験全書」, 自由国民社, 1994年1月
- (3) 川野辺敏編「生涯学習の課題」, ぎょうせい, 1994年3月
- (4) 大蔵省財政金融研究所編(香山健一チーム)「高度情報社会のパラダイム」『第I部 構造変化の分析』ソフトノミックス・フォローアップ研究会報告, 大蔵省印刷局, 1985年1月
- (5) 通商産業大臣官房企画室編「転換期の人材開発」, (財)通商産業調査会, 1985年7月
- (6) 労働省職業能力開発局企画室, 職業能力開発システム検討委員会報告「産業人の職業能力開発システム基本構想について」, 1990年8月
- (7) 日本生涯教育学会編「生涯学習事典」, 東京書籍, 1990年4月
- (8) 岡本包治編「学習ニーズに応える資格 [情報・事業]」『現代生涯学習全集12』, ぎょうせい, 1993年1月
- (9) 文部省教育改革実施本部編「教育改革の推進－現状と課題－」『文部時報臨時増刊号』, ぎょうせい, 1989年12月
- (10) 文部省編「我が国の文教施策」
- (11) 松田雄一「ビジネスキャリア制度(職業能力習得制度)について」『社会教育』No.573, 1994年3月, pp.38-40
- (12) 人見楠郎他「特集 資格取得と活用法」『社会教育』No.575, 1994年9月

32 特集 生涯学習と資格

- (13) 土田将雄他「特集 生涯学習と学校の役割」『文部時報』No.1409, 1994年 5 月
- (14) ぎょうせい編「第 4 集「第 3 次答申」と開かれた学校への施策」『臨教審と教育改革』, ぎょうせい, 1989年 5 月